

一般社団法人日本口蓋裂学会バナー規約

令和5年5月 制定

第1条（総則）

日本口蓋裂学会ホームページにバナー広告を掲載依頼する企業及び団体（以下甲という）と一般社団法人日本口蓋裂学会（以下乙という）とは、本規約に基づき、お互い誠意ある関係をもつ。

第2条（規程の有効性）

甲は、掲載サイトとなることを希望する際、本規程を承諾することを確認後、申し込むことができる。甲及び乙は、甲の掲載サイト申し込みがあった時点で、本規約が有効であることを確認する。

第3条（広告配信の拒否）

下記のような、掲載サイトとしてふさわしくないと乙が判断した場合、乙は広告掲載を承諾しないことがある。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 社会秩序を乱すような表現、暴力・賭博関連、性的描写・不快感を与えるような恐れのあるもの。
3. 著作権などの知的所有権を侵害しているサイト。
4. 違法な内容を含むサイト。
5. パスワードなどにより、一般に公開されていないサイト。
6. 公序良俗に反するサイト。
7. 乙に不利益をもたらす恐れのあるサイト。
8. その他、乙が広告掲載に不適切だと判断したサイト。

第4条（バナー広告の変更）

甲は、乙の配布した広告表示用のHTMLコードを改変してはならない。但し、乙が別途改変許可を規定している時、あるいは、甲が乙に許可を得た時は、その限りでない。

第5条（バナー広告の掲載）

広告の掲載場所については乙が指定するものとする。

第6条（広告配信の停止と広告掲載料支払停止の権利）

甲が本規程及び条件に違反した場合、乙は、事前に通告することなく、広告配信の停止、並びに広告掲載料の支払いを拒否することができる。

第7条（免責事項）

乙は、乙のサービスに関して発生した甲の損害について、一切の賠償の責を負わない。

第8条（規約の変更）

乙は、甲の事前の承諾なしに、変更を行なうことができるものとする。変更後の規約も、甲

と乙の間の一切の関係に適用されるものとする。

第9条（規程の有効期間）

本規約は、甲が乙の配信する広告を表示する限り、有効であるものとする。

第10条（登録内容の変更）

甲は、広告掲載サイトの登録内容に変更があった場合、直ちに変更内容を乙に連絡しなければならない。

第11条（準拠法）

本規約は、日本国の諸法令に準拠するものとする。

第12条（改廃）

本規約の改廃は、日本口蓋裂学会 IT 委員会ならびに会則検討委員会で検討の上理事会において行う。

附則（甲に該当する団体）

本学会総会・学術集会、日本矯正歯科学会、日本口腔外科学会、日本形成外科学会および本学会に直接関連する国際学会についてはバナー広告を無料で申し込むことができる。

その他の学会で本学会員が年次学術集会を主催する団体の責任者である場合は、規定の料金にてバナー広告を申し込むことができる。

原稿規程

申込みの受付は日本口蓋裂学会事務局あてとする。

1. ファイル形式：JPG、PNG、GIF のいずれかを作成。
2. バナーサイズ：左右 220px × 天地 50px（上記無料で申し込むことのできる、学術集会および左記以外のサイズをご希望の場合は、別途ご相談ください。なお、学術集会は左右 306px × 天地 50px でも掲載可能です）
3. ファイルサイズ：100KB 未満厳守
4. アンダーテキストは設定できません。

※掲載料：年単位料金 100,000 円／年

月単位料金 10,000 円／月